

令和二年六月二十六日受領
答弁第二七六号

内閣衆質二〇一第二七六号

令和二年六月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員緑川貴士君提出憲法第五十三条に基づく臨時国会召集に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緑川貴士君提出憲法第五十三条に基づく臨時国会召集に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「召集要求に応じないこと」の理由にはならない」の趣旨が明らかではないが、いずれにせよ、お尋ねについては、現在、係属中の訴訟の内容に関わる事柄であることから、お答えすることは差し控えたい。

二について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。